

令和5年度第1回人権尊重のまちづくり推進審議会 会議録

1 開会及び閉会に関する事項

①日 時 令和5年10月24日(火)

午前 9時57分 開 会

午前11時10分 閉 会

②会 場 太宰府市役所4階 大会議室

2 出席委員の氏名

会 長 宇 治 和 貴

副会長 松 尾 明 子

委 員 岩 城 和 代

委 員 梅 田 馨

委 員 日下部 寛 行

委 員 堀 浩 二

3 欠席委員の氏名

委 員 坂 本 省 吾

4 委員を除き会議に出席した者の職・氏名

市民生活部長 高 原 寿 子

教育部長 中 山 和 彦

教育部理事 八 尋 純 次

人権政策課長 河 野 貴 之

社会教育課長 井 本 正 彦

人権・同和教育担当係長 與子田 道 孝

人権・同和政策係長 高 田 政 樹

人権・同和政策係 田 中 利 奈

5 傍聴人

なし

## 審議会会議次第

### 1. 開会

- ◇ 委員委嘱状交付
  
- ◇ 副市長あいさつ
  
- ◇ 委員自己紹介及び事務局紹介

### 2. 議題

- (1) 「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づく実施計画（令和4年度実施状況等報告並びに令和5～6年度実施計画）について
  
- (2) その他

### 3. 閉会

~~~~~○~~~~~

【議題「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づく実施計画（令和4年度実施状況等報告並びに令和5～6年度実施計画）について】

#### ●大項目1「総合行政としての人権行政を目指して」について

##### 【(1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進】

#### ○委員

今年から「こども家庭庁」ができたが、こども家庭庁の方針がどのようにこの指針に盛り込まれていくのか。

#### ○事務局

こども家庭庁ができ、こども基本法も制定されたので、ご指摘のあった内容も盛り込みながら、時期を見て改訂を行っていきたい。

#### ○委員

新しく定員120名の認可保育園を設置とのことだが、職員不足が深刻な問題になっている。例えば保育士の資格がなくても補助を雇い手厚い環境を作ることで、不適切な保育を防ぐことができるのか、そういう対策はされているか。

#### ○事務局

委員からのご意見は、担当課にもつないでいく。

**【(3) 人権意識の向上をめざす職員の育成】**

**○委員**

全職員を対象とした人権問題研修とは、具体的にはどのような研修だったのか。

**○事務局**

課内同和問題研修については、各課で年4回ほど勤務時間外に実施している。令和4年度は、統一テーマとして「水平社宣言を読み解く」という内容で実施した。その他にそれぞれの課で様々な人権問題に関する自主研修を行っている。

また、全職員を対象とした職員同和問題研修会では、児童館の指導主事を講師としてお招きし、児童館での取組、部落差別と向き合う子ども達の姿等、人権・同和教育についての講話を受け、職員が共通認識を持ち、教育・啓発の実践者となるべく研修を実施した。

~~~~~○~~~~~

**●大項目2「人権教育・啓発の推進を目指して」について**

**【(2) 学校教育における人権教育・啓発】**

**○委員**

市内中学校で、技術室等の特別教室が、専門の教員がおらず4～5年使われていないと聞いている。全国的に教員不足と言われているが、現在の太宰府市の教員の不足数は。

**○事務局**

9月1日時点で、小学校の教員で育休代替えがない等の理由で、5名の不足があった。その分は他の先生がカバーしており、そちらの教員に負担がかかっている現状がある。専門教科の指導は、臨時免許をもった教員が、5～6年指導してきた経緯はある。

**○委員**

なかなか臨時免許では全部を賄えない。専門的な技術を要する教科については、なるべく専任の教師を配置できるよう努力していただきたい。

**【(4) 企業・事業所における人権教育・啓発】**

**○委員**

令和6年度から障害者差別解消法の改正により、各企業も合理的配慮をしなければならぬと義務化されるが、それに対する企業への周知や研修がどのように行われているのか。

**○事務局**

企業への人権研修については、筑紫地区同和对策就職促進協議会主催で研修会を実施し、企業に対する教育、啓発等を行っている。障害者差別解消法等の法改正についても、法律を遵守し、正しい雇用促進あるいは取組を行うよう、今後とも連携して啓発を行っていく。

~~~~~○~~~~~

●大項目3「個別の人権問題の基本的方向」について

【(3) こどもの人権問題】

○委員

ヤングケアラーの実数等の把握というのは行われているのか。

○事務局

ヤングケアラーなのかどうかという判断が難しく、実数は把握していない。

○委員

そういう状況に置かれている子ども達を把握するには、周りの気付きというものが大変重要。そういう状況にある子どもほど、なかなか自分のことを話せない状況にある。そうした状況におかれている子ども達が少なからずいるという視点を持って、支援体制をより強化していただきたい。

【(5) 障がいのある人の人権問題】

○委員

人権擁護委員で、5市の駅の傍の音響式信号機を調査したところ、ほとんどの箇所が19時で止まることがわかった。目が不自由な方で、19時以降に活動をされる方にとっては非常に困る問題。障害を持った人と話したり、接することで、今まで見えなかったものが見えてくる。当事者から吸い上げたものを政策にしていきたい。

○事務局

点字ブロックの設置については、都府楼前駅からセブンイレブンのある所まで整備をした際、当事者の方のご意見を参考にさせていただいた。また障害者団体と年に1～2回ほど、話し合いを設けている。

【(8) 性的少数者の人権問題】

○委員

性的少数者の人権問題について、今年の6月に「LGBT理解増進法（性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律）」が制定されている。それを受けて、何か取組が始まったということはあるのか。

○事務局

LGBT理解増進法の制定をもって新たな取組というのはまだ実施できていないが、毎年12月の人権週間に合わせて、男女共同参画市民フォーラムを開催しており、昨年はLGBTQの当事者の方をお迎えし講演を行った。今後も啓発を併せて、取り組んでいきたい。